

○學徒勤勞令 (昭一九、八、二三) (勅令五一八)

改正 昭二〇、三、六 勅令九六

第一條 國家總動員法第五條ノ規定ニ基テ學徒(國民學校初等科及之ニ準ズルモノノ兒童並ニ青年學校ノ學徒ヲ除ク)ノ勤勞協力及之ニ關聯スル教職員ノ勤勞協力(以下學徒勤勞ト總稱ス)ニ關スル命令並ニ同法第六條ノ規定ニ基テ學徒勤勞ヲ爲ス者ノ使用又ハ從業條件ニ關スル命令ニシテ學徒勤勞ヲ受クルモノニ對スルモノニ付テハ當分ノ内本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 學徒勤勞ハ教職員及學徒ヲ以テスル除組織(以下學校報國隊ト稱ス)ニ依ルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校報國隊ニ依ラザルコトヲ得

第三條 學徒勤勞ニ當リテハ勤勞即教育タラシムル機力ムルモノトス
第四條 學徒勤勞ハ國、地方公共團體又ハ厚生大臣若ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)ノ指定スル者ノ行ヲ命令ヲ以テ定ムル總動員業務ニ付テハ爲サシムルモノトス

第五條 引續キ學徒勤勞ヲ爲サシムル期間ハ一年以内トス
第六條 文部大臣又ハ地方長官學徒勤勞ノ爲學校報國隊ヲ出動セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校長ニ對シ學徒勤勞ヲ受ケベキ者ノ作業ノ種類、學徒勤勞ヲ爲スベキ場所及期間並ニ出動人員數其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ學校報國隊出動ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第七條 前條ノ規定ニ依ル命令ハ厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)ノ劃當ナル人員ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
第八條 第六條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル學校長ハ學校報國隊員ニ對シ學校報國隊出動ニ關スル必要ナル指示ヲ爲シ學校報國隊ニ依リ學徒勤勞ヲ爲スベキ旨ヲ命ズベシ
第九條 命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校報國隊ニ依リ學徒勤勞ヲ受ケベキ專業主(國ニ在リテハ當該官衙ノ長)ニ於テ當該學校長ニ對シ學校報國隊ノ出動ヲ申請又ハ請求スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ學校長學校報國隊ヲ出動セシムル必要アリト認ムルトキハ直ニ前條ニ規定スル措置ヲ爲スモノトス
第十條 前二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ同條ノ規定ニ依リ指示ニ從ヒ學校報國隊ニ依リ學徒勤勞ヲ爲スベシ
第十一條 文部大臣又ハ地方長官學校報國隊ニ付機動配置ヲ爲ス爲必要ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校長ニ對シ機動配置ヲ受ケベキ者、機動配置ヲ依リ從事セシムベキ作業ノ種類、事業場及期間並ニ發動配置セラルベキ人員數其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ機動配置ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス
第十二條 前條ノ規定ニ依ル命令ハ厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)ノ劃當ナル人員ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
第十三條 第八條及第十條ノ規定ハ第十二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二 一 條

一五三

0356

第十一條ノ四 機動配置セラルベキ學校報國隊ニ付其ノ配置轉換ノ爲學徒勤勞ヲ變更スルノ要アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ學徒勤勞ノ變更アリタルモノトス

第十二條 文部大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ニ於テハ學校報國隊ニ依ル學徒勤勞ノ全部又ハ一部ノ停止ニ關シ必
要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

第十三條 隊長タル學校長又ハ教職員ハ當該學校報國隊ノ隊員ノ學徒勤勞ニ關シ其ノ隊員ヲ指揮監督ス

第十四條 文部大臣又ハ地方長官ハ學徒勤勞ヲ受ケル工場、事業場等ノ職員ニ對シ學徒勤勞ノ指導ニ關スル事務ヲ囑託スルコトヲ得

第十五條 學徒勤勞ニ要スル經費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除ク外學徒勤勞ヲ受ケル者之ヲ負擔スルモノトス

第十六條 厚生大臣(軍需省所管企業ニ於ケル勤勞管理及給與ニ關スル事項ニ付テハ軍需大臣)及文部大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ學徒勤勞ヲ受ケル事業主ニ對シ學徒勤勞ヲ爲ス者ノ使用又ハ從業條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

學徒勤勞ヲ爲ス者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於ケル本人又ハ其ノ遺族ノ扶助ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ學徒勤勞ヲ爲サシメザルモノトス
但シ學徒勤勞ヲ爲ス者ニシテ第三號ニ該當スルニ至リタルモノハ此ノ限
ニ在ラズ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノ

モノ(召集中ノ身分取扱ヲ受ケル者ヲ含ム)
二 徵用中ノ者
三 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スル官衙(部隊及學校ヲ含ム)又ハ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ軍事上必要ナル總動員業務ニ従事スル者
四 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除ク外學徒勤勞ヲ爲サシメザルモノトス
一 厚生大臣ノ指定スル總動員業務ニ従事スル者
二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第十九條 文部大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學徒勤勞ニ關シ學校長又ハ學徒勤勞ヲ爲ス者若ハ學徒勤勞ヲ受ケル事業主ヲ監督ス

第二十條 第六條乃至第十二條ノ規定ハ學校報國隊ニ依ラズシテ爲ス學徒勤勞ニ之ヲ準用ス

第二十一條 第十六條及第十九條ノ規定ハ事業主タル國及都道府縣ニハ之ヲ適用セス

第二十二條 本令ニ於テ學徒ト稱スルハ文部大臣ノ所管ニ屬スル學校ノ學徒ヲ謂ヒ學校ト稱スルハ第十七條第三號ノ場合ヲ除ク外文部大臣ノ所管ニ屬スル學校ヲ謂ヒ學校長ト稱スルハ文部大臣ノ所管ニ屬スル學校ノ長ヲ謂フ

第二十三條 前條ノ規定ハ朝鮮及臺灣ニハ之ヲ適用セス

第六條、第十一條、第十二條及第十四條中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在ル學校ノ學徒ニ關シテハ朝鮮總督、臺灣ニ在ル學校ノ學徒ニ關シテハ臺灣

0357

總督トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在ル學校ノ學徒ニ關シテハ道知事、臺灣ニ在ル學校ノ學徒ニ關シテハ州知事又ハ廳長トス
前項ノ場合ヲ除クノ外本令中厚生大臣トアリ又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長トス
本令中都道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳トス

第二十四條 本令ニ規定スルモノノ外學徒勤勞ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附一則 (昭和十九年八月二十三日勅令第五百十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ國民勤勞報國協力令ニ依リテ爲ス學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ハ之ヲ本令ニ依ル學徒勤勞ト看做ス

附二則 (昭和二十年三月六日勅令第九十六號)

本令ハ昭和二十年三月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮及臺灣ニ在リテハ同年四月二日ヨリ之ヲ施行ス

○學徒勤勞令施行規則

(昭一九、八厚生令一) 文部 軍需

改正 昭二〇、三厚生令一 文部 軍需

第二一 號

〔國勅〕

學徒勤勞令施行規則

第一條 學徒勤勞令(以下令ト稱ス)第二條但書ノ規定ニ依ル特別ノ場合トハ左ノ各號ノ場合トス
前項ノ場合ニ於テハ令第二條但書ノ規定ニ依リ豫メ當該學徒ヲシテ卒業又ハ修了後ノ就職先ヲ内定シメ當該就職内定先タル作業地ニ於テ學徒勤勞ヲ爲サシムルモノトス

一 大學及專門學校ノ最高學年ニ在學スル學徒ノ學徒勤勞ニシテ當該學徒ノ専攻スル學科ニ關シ其ノ卒業後ノ就職ト關聯シテ之ヲ爲サシムル場合

二 國民學校高等科ノ最高學年ニ在學スル學徒ノ海員業務ニ關スル學徒勤勞ニシテ其ノ修了後ノ就職ト關聯シテ之ヲ爲サシムル場合

第二條 學徒勤勞ハ令第四條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル總動員業務ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

一 總動員物資ノ生産、修理、保管又ハ配給ニ關スル業務

二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務

三 國家總動員上必要ナル衛生又ハ救護ニ關スル業務

四 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務

五 軍事上特ニ必要ナル土木建築ニ關スル業務

六 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務

七 國家總動員上必要ナル證券ノ生産ニ關スル業務

八 其ノ他厚生大臣ノ指定スル業務

第三條 令第六條ノ規定ニ依ル命令ハ大學、高等學校、專門學校及此等ニ準ズベキ學校並ニ教員養成ヲ目的トスル諸學校ノ學校報國隊ニ依リ學徒

0358

一五五

勤勞又ハ第一條第一項第一號ノ場合ニ於テ隊組織ニ依ラズシテ爲ス學徒勤勞ニ係ルモノニ付テハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學徒勤勞ニ係ルモノニ付テハ當該學校ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ
 地方長官前項ノ規定ニ依リ令第六條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル場合ニシテ當該學校報國隊ニ依ル學徒勤勞ヲ爲サシムベキ作業地ガ當該學校ノ所在地都道府縣以外ナルトキハ速ニ之ヲ當該作業地ヲ管轄スル地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)ニ通報スルモノトス

第四條 令第六條ノ規定ニ依ル命令ハ様式第一號ニ依リ學校報國隊出動令書ヲ交付シ之ヲ爲スモノトス

第五條 左ニ掲グル業務ニ係ル出動期間三月以内ノ學徒勤勞ニ關スル命令第六條ノ規定ニ依ル命令ハ令第七條但書ノ規定ニ依リ文部大臣又ハ地方長官ノ割當テタル人員ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲スベシ

一 農林、水産又ハ畜産ニ關スル業務

二 土木建築ニ關スル業務

三 其ノ他特ニ必要ト認ムル業務

左ニ掲グル業務ニ關スル令第六條ノ規定ニ依ル命令ニシテ大學、専門學校、青年師範學校及此等ニ準ズベキ學校ノ學徒ガ其ノ専攻スル學科ニ關シテ爲ス學徒勤勞ニ係ルモノハ令第七條但書ノ規定ニ依リ文部大臣ノ割當テタル人員ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲スベシ

一 醫藥ニ關スル業務

二 農林、水産又ハ畜産ニ關スル業務

三 試験研究ニ關スル業務

第六條 令第九條第一項ノ規定ニ依リ特別ノ場合トハ第五條第一項各號ノ一ニ該當スル業務ニ關シ出動期間二十日以内ノ學校報國隊ニ依リ學徒勤勞ヲ受ケントスル場合トス

第七條 令第九條第一項ノ規定ニ依リ學校報國隊ニ依ル學徒勤勞ヲ受ケントスル事業主(國ニ在リテハ當該官衙ノ長)ハ作業ノ種類、學徒勤勞ヲ爲スベキ場所及期間並ニ所要人員數其ノ他必要ナル事項ヲ具シ學校長ニ申請又ハ請求スベシ

第八條 令第十一條ノ規定ニ依ル命令ハ大學、高等學校、専門學校及此等ニ準ズベキ學校並ニ教員養成ヲ目的トスル諸學校ノ學校長ニ對シテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ノ學校長ニ對シテハ當該學校ヲ管轄スル地方長官ニ於テ様式第二號ニ依リ學校報國隊機動配置令書ヲ交付シ之ヲ爲スモノトス

令第十一條ノ規定ニ依ル命令ハ緊急ヲ要スル場合ニ在リテハ前項ノ規定ニ拘ラズ機動配置セラルベキ學校報國隊ノ作業地ヲ管轄スル地方長官ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

機動配置セラルベキ學校報國隊ノ作業地ヲ管轄スル地方長官前項ノ規定ニ依リ令第十一條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタルトキハ當該學校報國隊ガ大學、高等學校、専門學校及此等ニ準ズベキ學校並ニ教員養成ヲ目的トスル諸學校ノモノナル場合ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ノモノナル場合ニ在リテハ當該學校ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ報告スルモノトス

第八條ノ二 學校報國隊ノ機動配置ニシテ第五條ニ該當スル場合ニ關スルモノニ付テハ令第十一條ノ規定ニ依ル命令ハ令第十一條ノ二但書ノ規定ニ依リ文部大臣又ハ地方長官ノ決定シタル事項ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲スモノトス

〔國動〕

0359

前項ノ場合ニ於テ機動配置セラルベキ學校報國隊ガ令第七條本文ノ規定ニ基キテ爲シタル令第六條ノ規定ニ依リ命令ニ依リ出動セシメタルモノナルトキハ前項ノ決定ニ付厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警察總監)ニ協議スルモノトス

第八條ノ三 機動配置セラルベキ學校報國隊ノ機動配置ノ期間三月ヲ超ユルモノナル場合ニ於テ機動配置セラルベキ學校報國隊ヲ配置セラレタル工場、事業場ノ事業主(國ニ在リテハ當該官衙ノ長)機動配置ヲ受クベキ事業主(國ニ在リテハ當該官衙ノ長)其ノ學校報國隊ノ配置轉換ニ關スル協議調ヒタルトキハ當該學校報國隊ガ文部大臣ニ於テ其ノ出動ニ關スル措置ヲ命ジタルモノナル場合ニ在リテハ文部大臣ニ、地方長官ニ於テ其ノ出動ニ關スル措置ヲ命ジタル場合ニ在リテハ當該地方長官ニ對シ其ノ學校報國隊ノ配置轉換ノ承認ヲ申請又ハ請求スルコトヲ得

前項ノ申請又ハ請求ハ様式第三號ニ依リ學校報國隊配置轉換申請(請求)書ニ厚生大臣又ハ地方長官ノ交付シタル機動配置措置令書ノ寫ヲ添附シテ之ヲ爲スベシ

機動配置セラルベキ學校報國隊ヲ配置セラレタル工場、事業場ノ事業主(國ニ在リテハ當該官衙ノ長)第一項ノ承認ヲ得タルトキハ其ノ旨ヲ當該學校長ニ通知スルトトモニ遲滞ナク當該學校報國隊ノ作業地ヲ管轄スル地方長官(東京都ニ在リテハ警察總監)及當該學校報國隊ノ機動配置ニ關スル措置ヲ命ジタル地方長官ニ報告スベシ

第八條ノ四 前條第一項ノ承認アリタルトキハ其ノ學校報國隊ニ付學徒勤勞ヲ爲スベキ場所及作業ノ種類ノ變更アリタルモノトス

第八條ノ五 文部大臣又ハ地方長官機動配置又ハ配置轉換ノ爲メ學徒勤勞

第二一 般

ノ變更ニ付不正若ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ機動配置又ハ配置轉換ノ爲メ學徒勤勞ノ變更ニ付其ノ取消若ハ變更ヲ命ズルコトヲ得

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ文部大臣又ハ地方長官ハ令第十二條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

一 勤勞要員過剩トナリ學徒勤勞ヲ繼續スルノ要ナシト認メラルル場合
二 使用又ハ從業條件適正ヲ缺キ學徒勤勞ノ本旨ニ悖ルト認メラルル場合

前項各號ノ場合ニ關スル認定ハ文部大臣又ハ地方長官關係官廳ト協議ノ上之ヲ爲スモノトス

文部大臣又ハ地方長官ハ令第十二條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ學校報國隊員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

一 學徒勤勞ノ爲メ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ學徒勤勞ヲ爲スニ堪ヘザルニ至リタル者
二 國家ノ要請ニ基キ特定ノ研究又ハ訓練ニ從事セシムル必要ヲ生ジタル者

第七條、前條第一項及第三項ノ規定ニ依リ措置ヲ爲サントスルトキハ該メ學徒勤勞ノ停止ヲ爲スベキ時期及隊員數ニ關シ事由ヲ附シ當該學校報國隊ニ依リ學徒勤勞ヲ受クル者ニ之ヲ通報スルコトヲ要ス

第十一條 令第十五條ノ規定ニ依リ學徒勤勞ヲ受クル者ニ於テ負擔スベキ經費ハ左ノ如シ
一 學徒勤勞ヲ爲ス者ノ通勤ニ要スル交通費、作業地ニ至ル往復旅費等

〔國勸〕

0360

第二一號

ノ實費

二 學徒勤勞ニ對スル報償

三 第十二條ノ規定ニ依リ負擔スベキ總費

四 其ノ他文部大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認メタル總費

文部大臣又ハ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ第一項ノ總費ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシメザルコトヲ得

第十二條 令第十六條第二項ノ規定ニ依ル本人又ハ遺族ノ扶助ハ工場法、労働者災害扶助法又ハ職業法ノ適用ヲ受クル工場又ハ事業場ニ在リテハ此等ノ法律ノ規定ニ準ジ之ヲ爲シ、其ノ他ノ工場、事業場等ニ在リテハ厚生大臣又ハ文部大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ノ定ムル所ニ依リ之ヲ爲スベシ

厚生大臣及文部大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル扶助ノ外ニ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十三條 令第十九條ノ規定ニ依ル文部大臣又ハ地方長官ハ監督ハ學徒勤勞ヲ爲ス者ノ身分、心身ノ情況並ニ教育訓練ノ内容ニ付之ヲ行フモノトス

文部大臣又ハ地方長官ハ學校長又ハ學徒勤勞ヲ爲ス者若ハ學徒勤勞ヲ受クル者ヨリ學徒勤勞ニ關スル報告ヲ徵スルコトヲ得

附則

本令ハ昭和二十年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

學校報國隊出動令書

右ノ者左ノ事項ニ依リ學校報國隊ノ出動ニ關シ必要ナル措置ヲ爲スベシ

學校長 氏 名

一五八

出動スベキ學校報國隊名	
出動セシムベキ工場事業場ノ名稱及所在地	
右ノ事業主氏名	
作業者ノ種類	
出動期間	自昭和年 月 日 至昭和年 月 日
出動人員數	男 女 人
出動スベキ日時及場所	
其ノ他必要ナル事項	

昭和 年 月 日

(文部大臣) 氏 名印

地方長官 氏 名印

備考

一、作業ノ種類其ノ他ニ付單ノ機密又ハ秘密ニ屬スルモノアルベキヲ以テ必要ニ應ジ記載事項ヲ省略スルコト

二、「出動期間」欄ニハ作業ニ從事スベキ日數並ニ出發、歸還ノ往復日數ヲ加ヘタル期間ヲ記載スルコト

三、「其ノ他必要ナル事項」欄ニハ隊員ノ登陸範圍(學年、學科等指定ノ要アル場合ニハ之ヲ記載ノコト)、其ノ他出動ニ關シ特ニ參考トナ

〔國勳〕

0361

様式第二號

ルベキ事項ヲ記載スルコト

學校報國際機動配置措置令書

校長 氏 名

右ノ者左ノ事項ニ依リ學校報國際ノ機動配置ニ關シ必要ナル措置ヲ爲ス

機動配置スベキ學校報國 隊名	機動配置ヲ受クベキ工場 事業ノ名稱及所在地	右ノ事業主 氏名	作 業 ノ 種 類	機 動 配 置 期 間	機 動 配 置 人 員 數	機 動 配 置 ス ベ キ 日 時 及 場 所	其ノ他必要ナル事項
				自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	男 女 人		

昭和 年 月 日

(文部大臣)
地方長官 氏

名印

備考

一、作業ノ種類其ノ他ニ付軍ノ機密又ハ機密ニ屬スルモノアルベキヲ
以テ必要ニ應ジ記載事項ヲ省略スルコト

第二 一般

様式第三號

學校報國際配置轉換承認申請(請求)書

[國勤]

二、「機動配置期間」欄ニハ作業ニ從事スベキ日數並ニ出發、歸還ノ往
復日數ヲ加ヘタル期間ヲ記載スルコト

三、「其ノ他必要ナル事項」欄ニハ隊員ノ銜階範圍(學年、學科等指定
ノ要アル場合ニハ之ヲ記載ノコト)、其ノ他機動配置ニ關シ參考トナ
ルベキ事項ヲ記載スルコト

配置轉換スベキ學校報國 隊名	配置轉換ヲ受クベキ工場 事業場ノ名稱及所在地	右ノ事業主 氏名	配置轉換ニ依リ從事セシ ムベキ作業ノ種類	配置轉換スベキ人員數	其ノ他必要ナル事項
				男 女 人	

昭和 年 月 日

住所

申請(請求)者 氏

名印

(文部大臣)
地方長官 宛

宛

一五九

0362

備考

- 一、申請(請求)書ニハ副本一通ヲ作成添附スルコト
- 二、作業ノ種類其ノ他ニ付軍ノ機密又ハ秘認ニ屬スルモノアルベキヲ以テ必要ニ應ジ記載事項ヲ省略スルコト
- 三、「其ノ他必要ナル事項」欄ニハ除員ノ銜階範圍(學年、學科等指定)ノ要アル場合ニハ之ヲ記載ノコト(其ノ他配置轉換ニ關シ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト)

○陸軍徵用規則

(昭二〇、四) (陸達二六)

第一條 本規則ハ國民勸勞動員令、船員勸員令、醫療關係者徵用令、獸醫師等徵用令及關東州船員勸員令ノ規定ニ依ル徵用、徵用變更又ハ解除ニ付陸軍ニ於テ必要ナル事項ヲ定ム

第二條 部隊長(所管長官及軍需動員部隊長ヲ云フ以下同シ)ハ徵用、徵用變更又ハ解除ヲ必要トスル場合ハ左記ニ依リ之ヲ實施スベシ

一 國民勸勞動員令ノ規定ニ依ル場合

1 徵用ハ第一様式ニ依リ地方長官ノ定ムル期日迄ニ(特ニ緊急ヲ要スル場合又ハ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ)所在地ノ所轄國民勸勞動員署長(朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守)ヲ經由シ所轄地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ道知事、州知事若ハ廳長又ハ樺太廳長官トス以下同シ)ニ請求スルト共ニ其ノ寫ヲ一部陸軍大臣ニ提出ス

2 内地、朝鮮、臺灣中一ノ地域ニ在ル部隊長他ノ地域ニ居住スル者ニ付徵用ノ必要アルトキハ前號ノ規定ニ拘ラズ第一様式ニ依リ夫々厚生大臣、朝鮮總督又ハ臺灣總督ニ請求スルト共ニ其ノ寫ヲ一部陸軍大臣ニ提出ス

3 徵用變更又ハ解除ハ第三及第四様式ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ請求ス

4 國民勸勞動員令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル者ニ付テハ前各號ニ拘ラズ順序ヲ經テ陸軍大臣ニ上申ス

二 前號以外ノ規定ニ依ル場合
徵用、徵用變更又ハ解除ハ第二乃至第四様式ニ依リ順序ヲ經テ陸軍大臣ニ上申ス

第三條 部隊長ハ敵襲其ノ他緊急事態發生ニ際シ國民勸勞動員令ノ規定ニ依リ緊急徵用ノ必要アル場合ニ於テハ第一様式ノ附表様式ニ依リ所在地ノ所轄地方長官ニ請求スルト共ニ陸軍大臣ニ報告スベシ

第四條 被徵用者ノ配屬ヲ受ケタル部隊長ハ被徵用者ヲ軍屬ト爲スモノトス

第五條 滿洲、支那及南方占領地ニ在ル部隊ニ配屬セラルベキ被徵用者ハ必要ニ應ジ別ニ定ムル部隊ニ出頭セシメタル後被配屬部隊ニ到ラシム此ノ際被徵用者ハ昭和十八年陸軍機密第五〇〇號第十條ノ二ノ規定ニ依リ(蘇屬轉移ノ時期迄ハ出頭部隊ニ屬スルモノトス)

第六條 被徵用者ノ配屬ヲ受ケタル部隊長(出頭部隊ノ長ヲ含ム)ハ被徵用者出頭ノ際ニ於テ身體検査ヲ行ヒ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ概ネ一月以内ニ治療ノ見込ナク且總動員業務ニ堪ヘズト認ムル者アル

〔國勸〕

別種人求※ 類分業産※

第二一 概

事業場 ノ名 及 所在地		主要生 産品 目		所 管 省 分		年 月 日 調 製	
需 要 員 數		同		譯		(用紙適宜) 日調製	
計	別	性	規	新	充	補	計
計	女	男	計	用	徵	女	子
						身	隊
						大	高
						高	學
						年	一
						低	學
						年	一
						青	壯
						年	一
						中	島
						島	人
						華	人
						入	入
						勤	勞
						報	報
						其	他
						除	其
						ノ	他

第一様式

勤勞要員割當申請(請求)書

トキハ之ヲ歸郷セシメ第二條ノ規定ニ依リ徵用解除スベシ
第七條 徵用變更又ハ解除ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス
一 變更スル場合
被徵用者ノ從事スル總動員業務、場所又ハ期間ニ付變更ヲ必要トスル
トキ

- 二 解除スル場合
- 1 陸海軍ノ學生生徒トシテ陸海軍ノ部隊ニ編入セルトキ
 - 2 志願ニ依リ陸海軍ノ部隊ニ編入セルトキ
 - 3 陸軍共濟組合員タル者傷疾疾病ニ罹リタルトキ陸軍共濟組合規則
第八十四條ノ規定ニ依リ給付期間ヲ經過シタルトキ
 - 4 徵用解除ノ申出アリタル場合ニ於テ其ノ事由眞ニ已ムヲ得ザルモ

ノト認メタルトキ
5 年齢六十年以上ニシテ引續キ徵用ニ適セスト認メタルトキ
6 出頭ノ際行フ身體検査ノ結果即日歸郷ヲ命セラレタルトキ
7 法令ニ依リ拘禁セラレタルトキ
8 其ノ他部隊長ニ於テ解除ヲ必要トスルトキ
第八條 被徵用者死亡シタルトキハ該被徵用者ノ配屬部隊長ハ第五様式ニ
ヨリ就業地ヲ管轄スル地方長官竝ニ徵用令書ヲ交付シタル地方長官ニ通
報スルモノトス
附則
昭和十九年陸軍部第一四五三號ハ之ヲ廢止ス

【國動】

0364

一六一

※受付番号	※受付年月日
-------	--------

申請事由	現在従業者数				過去三ヶ月移動		従業者ノ出勤率	宿舎収容力
	計	女	男	別性者	計	女		
記載上ノ注意 現在従業者数欄ハ部隊ニ在リテハ陸軍大臣ニ報告スル書類ニノミ記載シ地方長官等ニ請求スル書類ニハ記載セザルモノトス 本欄中()ハ生徒数ヲ記載スルモノトシ内数トス	()	()	()	事務者	()	()	()	
	()	()	()	技術者	()	()	()	
	()	()	()	作業者	()	()	()	
	()	()	()	其他	()	()	()	
	()	()	()	計	()	()	()	
	計	女	男	赤員数	減耗数	女	男	
						%	%	
						女	男	

第一様式 附表

徴用制當申請(請求)票

部隊(事業場) ノ名稱及所在地	従事セシムベキ 總動員業務
--------------------	------------------

年 / 月 (用紙適宜) 日調製

〔國動〕

0365

備考	徵用ノ理由トス	徵用ノ期間	出頭日時		場所(所在地稱)	人員	徵用人員		
			日	時			技術者	経験工	未経験工
新									
		自昭和 至昭和 年 年 月 月 日 日		日	場	人員			計
現									
		自昭和 至昭和 年 年 月 月 日 日		昭 和 年 月 日	場	人員	現在在籍者	男 女 男 女 男 女	計

記載上ノ注意

一 備考欄ニハ従業場所ガ配屬官衙又ハ事業場等ノ名稱及所在地ト異ナル場合及新規被徵用者ニ付年階技能程度等希望條件、其ノ他必要ナル事項ヲ記載スルモノトス

二 現員欄ハ部隊ニ在リテハ陸軍大臣ニ報告スル書類ニノミ記載シ地方長官等ニ請求スル書類ニハ記載セザルモノトス

第二一 般

0366

配 屬 部 隊	徵 用 票		年 月 日 調 製
	及 其 所 在 地	從 事 總 動 員 業 員 類	
就 業 場 所	及 所 在 地	被 徵 用 者	年 月 日 調 製
職 種	別 員	性 別	
徵 用 身 分	後 用 分	與 給 キ ベ	年 月 日 調 製
出 頭 場 所	及 所 在 地	出 頭 年 時	
徵 用 期 間	徵 用 必 要 由	考 備	年 月 日 調 製
考 備	考 備	考 備	

記載上ノ注意

- 一 軍機保護上徵用令書ニ記載ヲ省略スベキ事項ハ之ヲ朱書スルモノトス
- 二 被配當部隊中其ノ固有名ノ秘匿ヲ要スルモノハ通稱號又ハ之ニ準ズルモノヲ用フルモノトス
- 三 從事總動員業務ノ種類ハ國家總動員法第三條及總動員業務指定令ノ規定、職業名ハ昭和十九年二月二十九日厚生省告示第二十六號ニ依リ記載スルモノトス
- 四 徵用後ノ身分ハ取扱フベキ身分ノ腹案ヲ記載スルモノトス
- 五 徵用スベキ者ノ氏名又ハ居住地域(就業地)者ハ乗組船名(船舶所有者共)等ヲ指定スル必要アルトキハ備考ノ項ニ所要ノ記入ヲ爲シ又ハ所理ノ名簿ヲ添付スルモノトス
- 六 備考欄ニハ被徵用者ノ技能程度、年齢、資格、其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

〔國勤〕

0367

徵用變更票	徵用變更ノ必要トスル部 隊及其ノ所在地	變更要目	徵用令書	從 業 務	及 就 業 場 所	徵用期間	果 出 用 頭 ス 更 ヘ キ 結	被 徵 用 者 ノ 名 氏 (生年月日)	摘 要
			官行發 番期發行 號日	舊 新	舊 新	舊 新			
傳 考	地方長官若ハ學生大臣、運輸通信大臣、農商大臣、朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使ヨリ徵用變更令書ノ送達ヲ受ケントスル部隊及所在地								
徵用變更ノ必要トスル事由									

年 月 日 調製

(用紙適宜)

〔國體〕

0368

第二二 叙

記載上ノ注意

- 一 徵用變更ノ結果出頭スベキ日時、場所ヲ記入スル必要ナキ場合ハ該欄ヲ徵用變更期日ニ作り之ヲ記入スルモノトス
- 二 變更要目内ノ欄中變更ヲ要セザル事項ハ舊欄ニノミ記入スルモノトス

第四様式

徵用解除票

年 月 日 調製

(用紙適宜)

備考	徵用解除ヲ必要トスル事由	地方長官若ハ厚生大臣、運輸通信大臣、農商大臣、朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使ヨリ 徵用解除令書ノ送達ヲ受ケントスル部除及所在地	官行發番號	發行日期	徵用期間ノ満了日	業務名	職業名	場所 (名稱及所在地)	日期 (所在地ノミ)	身分	被徵用者ノ氏名 (生年月日)	徵用解除ヲ必要トスル部除及其ノ所在地

[國勤]

0369

記載上ノ注意

一 摘要欄ニハ傷病等ノ爲徵用解除ヲ爲サントスル者ニ付テハ解除ニ關スル本人ノ希望及其ノ一般ニ及ボス影響ニ關スル所見、爾後ニ於ケル就職ニ關スル本人ノ希望並ニ救恤其ノ他保護ノ爲採ルベキ處理等ヲ記載シ其ノ他徵用解除後引續キ當該部隊ニ勤務セシムル者ニ付テハ其ノ旨明カニスルモノトス

二 疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ依リ解除スル者ニ在リテハ別ニ診斷書ヲ添付スルモノトス
(用紙適宜)

第二條 徵用工員ノ取扱ニ關シテハ本規則及昭和二十年陸軍第二十六號「陸軍徵用規則」ニ據ルノ外陸軍工務規程ヲ準用スルモノトス

第三條 徵用工員ハ出頭ノ日ヨリ普通工員トス、

第四條 徵用工員ニシテ陸軍ニ在リテ徵用令書記職ノ期間以上勤務スルコトヲ志望シ且ツ當該部隊長適任ト認メ現履備主之ヲ承認シタル場合ニ限リ新ニ雇傭契約ニ依リ採用スルモノトス但シ此ノ場合ニ於テハ徵用解除ノ手續ヲ爲スモノトス

第五條 徵用工員ノ給與ハ出頭後三ヶ月以内ニ限り別表ノ範圍内ノ額ニ依リ補給金ニ關シテハ昭和十九年陸軍第一四九三號「陸軍部隊新規被徵用工員給與補給ニ關スル件」ニ依ル但シ陸軍工務規程第五十三第一條第一號ニ拘ラズ三月後賃金ノ改訂ヲ爲ス場合ハ昭和十九年陸軍第二七九三號「陸軍工務規程適用工員ノ初給々料及臨時昇給ニ關スル件」トノ均條ヲ失セザル如ク措置スルモノトス

第六條 徵用工員(解除後引續キ同部隊ニ服務スル者ヲ除ク)ニシテ昭和二十年陸軍第二十六號「陸軍徵用規則」第七條第二項第一號乃至第五號及第九號ニ掲ケル事由ニ依リ徵用ヲ解除セラレタル者ニ對シテハ陸軍工務規程第七十二條第一項第五號ニ準據シ賞與ヲ給スルノ外日給十四日分ニ相

死亡者通報票

一 氏名、生年月日

二 徵用令書發行官、發行年月日、發行人、番、號

三 死亡年月日及事由

四 死亡ノ前後措置並ニ事業主ガ他ノ法令ノ規定ニ依リ爲シタル扶助其ノ他之ニ準ズベキ損ノ狀況

五 遺家族ノ住所

年月日調製

○陸軍徵用工員規則(昭二〇)

第一條 國民勤勞動員令又ハ船員動員令ニ依リ陸軍工務規程ノ適用ヲ受ケル部隊ニ徵用セラレタル者中工員ニ準シ取扱フベキ者ヲ陸軍徵用工員(以下徵用工員ト略稱ス)ト稱ス

第二一 數

第二一級

當スル額ヲ解除手續トシテ支給スルモノトス

附則

昭和十六年陸支普第二九三七號「陸軍徵用工員規則中給與ニ關スル件」ハ之別表

第一級	出頭時 地方別 滿年齢	十四歲以上 十五歲以下	十五歲以上 十六歲以下	十六歲以上 十七歲以下	十七歲以上 十八歲以下	十八歲以上 十九歲以下	十九歲以上 二十歲以下	二十歲以上 二十一歲以下	二十一歲以上 二十二歲以下	二十二歲以上 二十三歲以下	二十三歲以上 二十五歲以下	二十五歲以上 三十歲以下	三十歲以上 三十五歲以下	三十五歲以上 四十歲以下	四十歲以上
一・二〇〇	未滿	一・三〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・六〇〇	一・七〇〇	一・八〇〇	二・〇〇〇	二・二〇〇	二・三〇〇	二・四〇〇	二・六〇〇	二・八〇〇	三・〇〇〇	

○船員動員令ニ依ル陸海軍軍屬

ニ對スル船員トシテノ徵用ニ

關スル件(昭和二〇、二一)

協定書

陸海軍軍屬ニシテ船員動員令ニ依ル職業能力申告ノ要申告者タル者ニ對スル船員トシテノ徵用(同令第五條第三項ノ場合ヲ除ク)ニ關シ陸軍省、海軍省及運輸通信省間ニ左記各條ヲ協定ス

昭和二〇年二月九日

陸軍次官 氏 名 岡
海軍次官 氏 名 岡
運輸通信次官 氏 名 岡

第一條 船員動員令ニ依ル要申告者ニ付職業能力ノ申告ヲ爲サシムルニ際

ヲ廢止ス

昭和十九年陸支普第三〇七七號「陸軍徵用工員ノ給與ニ關スル件」ハ本達ニ加

一六八

シ右該當者ニシテ陸海軍軍屬タル場合ニ於テハ申告ニ當リ軍屬トシテノ採用年月日現在從事スル業務ノ内容其ノ他參考ト爲ルヘキ事項ヲ詳細附記(但シ軍ノ機密ニ關スル事項ヲ除ク)ノ上所屬長ニ於テ取調メ陸軍省又ハ海軍省ヲ經由シ申告ヲ爲サシムルモノトス

第二條 運輸通信省ハ前條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル陸海軍軍屬ノ船員トシテ徵用セントスルトキ(船員動員令第五條第三項ノ場合ヲ除ク)ハ陸軍省又ハ海軍省ニ對シ、徵用ノ可否ニ付協議スルモノトス

第三條 陸軍省又ハ海軍省ハ前條ノ協議ヲ受ケタル場合ハ軍務上特ニ必要アル場合ノ外其ノ徵用ニ應スルモノトシ之ヲ所屬長ニ傳達ス

第四條 運輸通信省ハ前條ノ規定ニヨリ協議成立シタル者ニ付テノ出頭要求書ヲ發スルモノトス

〔國勅〕

0371

トス
第六條 運輸通信省ハ徵用銜街ノ結果徵用決定シ本人ニ徵用令書ヲ發シタルトキハ其旨陸軍省又ハ海軍省並ニ所屬長ニ通報スルモノトス

○在外部隊ニ於ケル被徵用者ノ帝國内歸還及徵用解除ニ關スル件(昭一七、八二)

一 帝國内ニ於テ徵用セラレ帝國外ノ地ニ在ル部隊ニ配當セラレタル被徵用者ノ豫定ノ徵用期間滿了ニ伴フ帝國内ノ歸還及徵用解除等ニ關シテハ關係諸法規ニ據ルノ外本規則ニ據ルモノトス

二 徵用解除一般ノ要領

被徵用者中留守業務擔任部隊ヲ有スル部隊ニ屬スル者(現地ニ殘留セシベキ者ヲ除ク)ニアリテハ其ノ留守業務擔任部隊ニ歸還セシメタル後當該留守業務擔任部隊ニ於テ、爾餘ノ部隊ニ屬スル者ニアリテハ當該部隊ニ於テ徵用解除ノ處置ヲ爲スモノトス

前項前段ノ被徵用者(以下歸還後解除ノ被徵用者ト稱ス)ヲ留守業務擔任部隊ニ到着セシムベキ時期ハ概ネ徵用期間滿了ノ時期迄トス

三 徵用解除手續

被徵用者ニ對シテハ左ノ各號ニ依リ陸軍徵用規則第二條ノ規定ニ據ル徵用解除ノ上申ヲ爲スモノトス
(イ) 歸還後解除ノ被徵用者ニ付テハ留守業務擔任部隊到着後當該部隊長ニ於テ成ベルク速ニ之ヲ假ニ歸還セシムルト共ニ同日附ヲ以テ上申ス

第二一 般

【國勅】

(ロ) 現地ニ於テ確實ナル職業ニ從事セシガ爲殘留ヲ希望シ且被配當部隊長之ヲ適當ト認メタル被徵用者(留守業務擔任部隊ヲ有セザル部隊ニ屬スル者ヲ除ク)ニ付テハ當該部隊長上申スルト共ニ留守業務擔任部隊長ニ通報ス
右上申ニ方リテハ就職スベキ職業、場所、事業内容等ヲモ明カナラシムルモノトス

(ハ) 留守業務擔任部隊ヲ有セザル部隊ニ屬スル者ニ付テハ當該部隊長上申ス
前項(ロ)及(イ)號ノ上申ハ徵用解除スベキ日ノ二十日前迄ニ陸軍省ニ到著スル如ク提出スルモノトス

(徵用解除令書ハ(イ)號ノ被徵用者ニ在リテハ留守業務擔任部隊ニ(ロ)號及(ハ)號ノ被徵用者ニ在リテハ被配當部隊ニ送付セラル
留守業務擔任部隊ニ於テハ右令書ヲ本人ノ歸郷後交付スベキ場合ニアリテハ其ノ歸郷後ノ住所等ヲ調査シ置クモノトス)

四 歸還後解除ノ被徵用者ノ輸送及給與ニ關シテハ左ノ各號ニ據ルモノトス
(イ) 歸還ノ爲ノ輸送ハ軍隊輸送トシ被配當部隊長ハ留守業務擔任部隊長ニ對シ輸送人員ノ概要及留守業務擔任部隊到着豫定日時其ノ他必要ナル事項ヲ成ルベク速ニ通報スルモノトス但シ被配當部隊長ニ於テ特ニ必要ト認ムル場合ニ於テハ軍隊輸送ニ依ラザルコトヲ得

(ロ) 輸送ニ方リテハ乘船地又ハ上陸地ニ於テ檢疫ヲ爲スモノトシ尙留守業務擔任部隊ニ到着後當該部隊ニ於テハ速ニ「マラリア」原蟲保有者ノ檢出ヲ實施シ必要ト認ムル者(陽性者及陰性者ナルモ本病既往症ヲ

0372

第二 一 般

有スル者ニ對シテハ後療法ヲ實施シ其ノ成績陰性ナルガ若ハ後療法ノ必要ナシト認メタル後第三號(イ)號ノ處置ヲ爲スモノトス

(ハ) 被徵用者ニ對スル俸給(手賞、給料及増給ヲ含ム以下之ニ同シ)並ニ歸郷旅費ノ支給應ハ昭和十六年陸軍省令第五十九號「國家總動員法

第四條ニ基キ陸軍ニ徵用セラレタル者ノ給與ニ關スル件」第四條及第七條第四號ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ニ據ルモノトス

(イ) 被配當部隊出發ノ月ノ俸給ハ當該部隊ニ於テ其ノ月ノ全額(増給ニ在リテハ戰地ノ額)ヲ支給スルモノトス但シ該部隊出發ノ日時ガ其ノ

月ノ十四日以前ナルトキハ留守業務擔任部隊ニ於テ支給スルモノトス

(2) 被配當部隊出發ノ翌月以降徵用解除セラレタル日(徵用解除令書ノ送付ナキ時ハ歸郷セシメタル日)迄ノ俸給及歸郷旅費ハ留守業務擔任

部隊ニ於テ支給スルモノトス

五 現地ニ殘留スル被徵用者ノ給與

第三號(ロ)號ノ規定ニ依ル現地殘留者ニ對スル俸給及旅費ノ支給方ニ關シテハ左ノ各號ニ據ル

(イ) 戰地ニ在ル被徵用者ノ徵用解除ノ月ノ俸給ハ其ノ月ノ全額(増給

ニアリテハ戰地ノ額)否ラザル者ニアリテハ徵用解除セラレタル日迄當該被配當部隊ニ於テ支給スルモノトス

(ロ) 就職地ニ到ル旅費ハ被配當部隊長ノ證明ニ依リ徵用解除前ノ身分ニ應ジ徵用解除地ヨリ當該就職地迄其ノ順路ニ應ジ之ヲ支給スルコト

ヲ得但シ戰地ニアリテハ軍屬ニ準ジ最寄部隊(兵站部隊ヲ含ム)ノ給與ヲ受ケシメ旅行雜費ハ之ヲ支給セザルモノトス

六 徵用ノ必要ナキニ至リ解除セラルル者ノ取扱

一七〇

徵用ノ必要ナキニ至リタル爲徵用解除ヲ必要トスル者ノ取扱ハ前各號(第一號及第二號第二項ヲ除ク)ノ規定ニ據ルモノトス

〇工場事業場等學徒勤勞動員受入側措置要綱(昭一九、五、三)

第一方針

大東亞戰爭決戦ノ現段階ニ鑑ミ決戦非常措置ニ基ク學徒動員實施要綱ニ依リ學徒盡忠ノ至誠ト勤勞即教育ノ本義ニ徹スル學徒勤勞動員ノ積極的ニシテ且有效適切ナル運営ヲ圖ルベキ受入側態勢ヲ確立セシムルモノトス

第二要領

一 協力申請(請求)

(一) 學校報國隊ノ協力申請(請求)ハ當分ノ間國民勤勞報國協力令ニ基ク協力申請(請求)書ニ依リ大學高等專門學校及師範學校ノ學校報國隊ノ出動ニ關シテハ文部大臣及厚生大臣、中等學校以下ノ出動ニ關シテハ地方長官ニ之ヲ爲スコト、國民勤勞報國協力令ニ依リ得ザルモノニ關シテモ之ニ準ズル手續ニ依ルコト

學校報國隊ノ割當配置ニ關シテハ學校側ノ希望ヲ參酌シテ之ヲ爲スコト

(二) 協力申請(請求)ハ眞ニ必要ナル最少限度トシ且豫メ配置スベキ作業ニ關シテ詳細ナル具體計畫ヲ作成シ置クコト

(三) 運動シ得ル距離内ノ學校ヨリ協力ヲ受ケルコト能ハザル場合ハ宿泊施設ヲ準備シ申請(請求)書ニ其ノ旨ヲ明記スルコト

〔國勤〕

0373

- (四) 協力ヲ受ケル隊員數ハ原則トシテ工續關係大學專門學校第三學年以外ハ概ネ學校又ハ學年ニ相當スル程度ノモノヲ單位トスルコト
- 二 受入準備
 - (一) 學校報國際ノ動員決定シタルトキハ直ニ學校當局ト緊密ニ事前連絡ヲ行フコト
 - (二) 職員中學校側トノ連絡者ヲ特定シ置キ學校トノ連絡ニ當ラシムルコト
 - (三) 事前連絡ヲ要スル事項左ノ如シ
 - 一 作業内容
 - 一 勤務時間、食事給與其ノ他勤務條件
 - 一 宿舍ノ状況、保健施設等ニ關スル設備
 - 一 其ノ他必要ナル事項
 - (四) 事前ニ隊員ヲ學校ニ派遣シ教職員ト協力シ出勤スベキ生徒ニ對シ所要ノ豫備知識ヲ與フルコト尙要スレバ豫備訓練ヲ實施スルコト
 - (五) 學徒動員受入專任擔當者、作業指導者、作業指導補助者其ノ他ノ隊員ヲ選任スルコト
 - (六) 一般從業員及作業指導者等ニ對シ豫メ學校報國際協力ノ趣旨ヲ周知徹底セシメ其ノ取扱處遇ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ尙モ學徒ノ勤務ニ挺身セントスル至誠ノ情ヲ冷却セシメ又ハ學徒ノ教育訓練ニ悪影響ヲ及ボスガ如キコト絕對ナカラシムルコト
- 三 隊員ノ身分取扱
 - (一) 將來ノ就職ト關シ合セ分散シテ配置セラレタル者ハ職員ニ準ジ處遇スルコト

第二 一般

- (二) 學校教職員ハ幹部職員ニ準ズル等相當ノ處遇ヲ爲スコト
- (三) 長期ニ動員セララルル學徒ハ健康保險ノ被保險者タラシムル措置置スルコト、此ノ場合被保險者ノ負擔スベキ保険料ハ受入側ニ於テ便宜支拂フコト
- 四 教育訓練ニ對スル協力
 - (一) 受入側ハ常ニ學徒ノ勤務動員ハ勤務即教育タルノ本義ヲ理解シ派遣責任教職員ト協力ノ上學徒ノ教育訓練ニ遺憾ナカラシムルコト
 - (二) 受入側ハ勤務時間中軍事教育、教授、訓育等ノ爲一週六時間ヲ原則トスル時間ヲ設ケルコト尙作業休憩時間、休日等アラユル時間ヲ活用スルモノトシ受入側ハ之ニ協力スルコト作業ノ情況ニ應ジ前項ノ時間ハ適宜集約又ハ分散的ニ實施シ得ル様措置シ得ルコト
- 五 勤務協力ニ關スル指導監督
 - (一) 學校ノ出缺、勤怠、志氣ノ昂揚其ノ他勤務協力ニ關スル精神指導並ニ身分上ノ監督ハ派遣責任教職員之ヲ行フモノトシ受入側ハ緊密ニ之ト連絡スルコト
 - (二) 學徒ノ作業上ノ指導並ニ就業時間、休憩、休日、危害防止等ニ關スル勤務管理上ノ指導監督ハ豫メ派遣專任教職員ト協議ノ上受入側ニ於テ定ムル作業指導擔當者之ヲ行フコト
 - (三) 勤務開始ニ當リテハ作業ノ種類ニ應ジ出來得ル限り一定ノ教育訓練期間ヲ設ケ派遣責任教職員ト一體トナリ作業並ニ勤務生活ニ慣レンムル様指導ヲ行フコト
- 六 勤務
 - (一) 同一學校報國際ノ隊員ハ成ルベク集團シテ同一作業場所ニ於テ作

〔國勳〕

0374

第二一 救

業セシムル様措置シ止ムラ得ズ作業場所ヲ分ツ場合ニハ之ニ應ズル部
班組織ニ依リ勤務セシムルコト

特ニ女子學徒ハ男子従業員又ハ男子學徒ト混在シテ作業セシメザルコ
ト

(一) 學徒ノ體力、健康状態、熱線度等ヲ考慮シ狀況ニ依リ勤務ノ種類
及場所ヲ變更スルコト

(二) 弱體者ニ對シテハ特別ノ部班ヲ組織シ適當ナル勤務ニ服セシメ之
ガ保育ニ留意シ指導スルコト

(三) 一日ノ勤務時間ハ一般従業員ト同等ニ取扱フヲ原則トスルモ十時
間(休憩等ノ時間ヲ含ム)以內ヲ原則トシ殘業ヲ課スル場合ト雖モ十二
時間ヲ越エザルコト尙學徒ノ年齢、性別及作業ノ性質等ニ即應セシム
ルト共ニ作業ニ慣熟セザル期間ハ適當短縮スルコト

(四) 交通ノ狀況等ヲ勘案シ必要ナル場合ハ通勤時間ニ按配ヲ加フルコト

(五) 交替制ニ依ル深業(午後十時ヨリ翌朝午前五時ニ至ル間)就業ハ男
子ニノミ之ヲ課スルコトヲ得ルモ出勤後二ヶ月間ハ之ヲメサシメザル
コト

(六) 女子學徒及中等學校第三學年以下ノ男子學徒ニ對シテハ前號ノ深
夜就業及殘業ハ之ヲ課セザルコト

(七) 休暇ハ一般従業員ト同様トスルモ作業ニ慣熟セザル期間ハ出來得
レバ週休トスルコト

七 災害ノ防止、疾病ノ豫防並ニ災害疾病ノ措置

(一) 災害防止設備ヲ完全ナラシメ設備不完全ナルカ又ハ有害有害ナル
場所ニ於テ作業セシメザルコト

(二) 隊員ノ安全教育ヲ徹底セシムルト共ニ派遣責任教職員ト協力シ災
害防止ニ努ムルコト

(三) 學徒ノ保健、衛生救護ニ關シ必要ナル施設ヲ整備スルト共ニ常ニ
學徒ノ疲勞其ノ他心身ノ狀況ニ留意シ疾病事故ノ防止ニカムルコト

(四) 死亡、負傷、疾病等ノ事故ニ對シテハ受入側ニ於テ工場法、勞働
者災害扶助法等ニ定ムル扶助ヲ爲スコト

死亡ノ場合ノ弔慰金ハ別表ノ基準ニ據ルコト
前二項ノ扶助等ヲ爲ス場合ニ於テハ弔慰、治療、慰謝其ノ他懇切且精
神的ナル配慮ヲ加フルコト

(五) 隊員ノ死亡其ノ他重大ナル事故ハ直ニ學校、監督官廳及父兄ニ成
ルベク詳細ニ報告スルコト

八 宿泊其ノ他ノ設備

(一) 通勤シ得ザル場合隊員ノ宿泊施設ハ受入側ニ於テ之ヲ爲スコト

(二) 宿泊ハ一般従業員ト區別セシメ派遣責任教職員附添ノ上一團トシ
テ收容セシムルコト、特ニ女子隊員ノ場合ハ必ず女子専用宿舍ニ收容
シ且女子ニ必要ナル施設ヲ整備スルコト

(三) 學徒ニ對シテ宿泊時ノ生活訓練ハ派遣責任教職員之ニ當ルコトト
シ受入側ハ之ニ協力スルコト

(四) 宿泊中ハ特ニ保健、衛生、風紀等ニ付萬遺憾ナキ様措置スルコト

(五) 宿泊長期ニ互ル場合ハ教育訓練、修養娛樂休養ノ設備ヲモ備フル
コト

(六) 便所ハ概シテ左ノ標準ニ依リ之ヲ施設スルコト、特ニ女子隊員ノ場
合ハ必ず女子専用トスルコト

〔附助〕

作業場	五〇人ニ付	大便所	男子 二	女子 二
宿舎	二〇人ニ付	大便所	男子 二	女子 二
小便所				

九 食事其ノ他ノ給與
 (一) 食糧等ハ一般従業員ト概シ同様ニ給與致サルベキモ詳細ハ追而農
 商省ヨリ指示アルベキニ付右ニ依ルコト

(二) 協力ニ付必要ナル作業用品類(作業衣、作業帽、地下足袋、手袋
 等)ハ出来得レバ現物支給又ハ貸與トシ且一般従業員ト同様ニスルコ
 ト

一〇 報償
 (一) 學徒勤勞ニ對スル報償ハ學校報國隊ノ協同業績ニ對シ納付セラレ
 ルモノナルヲ以テ一括學校報國隊ニ納付スルコト

(二) 報償ハ基本報償及特別報償ノ二種トスルコト

(三) 基本報償ハ學校ノ程度ニ應ジ一定月額トシ作業ノ種類ハ原則トシ
 テ之ヲ考慮セザルコト

基本報償算定基準ハ別表ニ據ルコト

(四) 特別報償ハ受入側一般従業員ニ對シ殘業手當、深夜就業手當、賞
 與又ハ臨時ノ給與ヲ支給スル例ニ依リ之ヲ納付スルコト

尙協力終了ノ際ハ勤勞ノ状況、勤勞期間ニ應ジ一般従業員ニ準ズル額
 ヲ納付スルコト

特別報償算定基準ハ別表ニ據ルコト

(五) 受入側ハ毎月一定期日ニ基本及特別報償ノ別ニ依リ明細書ヲ附シ

第二 一般

一括學校報國隊長ニ納付スルコト

一 賞費辨償
 (一) 通勤ニ要スル交通費ハ受入側ニ於テ負擔シ成ルベク隊員ニ定期券
 ヲ購入シ交付スルコト

(二) 宿泊ノ場合學校所在地ト作業地トノ往復旅費(三等料金、要スレ
 バ急行料、辨當料、途中宿泊費)ハ受入側ニ於テ賞費ヲ負擔スルコ
 ト、但シ辨當料ハ一食ニ付五十錢ヲ標準トスルコト

(三) 隊員ノ父母妻子ノ死亡(危篤ノ場合ヲ含ム)ノ際ニ於ケル隊員ノ歸
 省ノ場合ハ往復旅費ヲ支給シ隊員ノ危篤又ハ死亡ノ際ニ於ケル家族ノ
 出頭ノ場合ハ家族三人ヲ限リ往復旅費及必要ナル滞在期間中ノ滞在費
 ヲ受入側ニ於テ支給スルコト

二 其ノ他
 (一) 文部大臣又ハ地方長官必要アリト認ムル場合ハ出勤中ノ學校報國
 隊ノ協力ヲ取消スコトアルベキコト

(二) 隊員ノ養護特ニ疾病傷病等ニ對スル措置ニ付テハ派遣責任教職員
 ノ指示ニ從ヒ周到ナル措置ヲ講ズルコト

(三) 女子隊員ニ付テハ女子勤勞者保護ニ關スル諸規定ノ定ムル所ニ依
 リ所要ノ措置ヲ講ジ萬全ヲ期スルコト

(四) 學校ニ於テ勤勞協力出勤ニ當リ身體検査ヲ實施スル場合ハ成ルベ
 ク受入側ヨリ醫員等ヲ派遣シ協力スルコト尙勤勞協力期間中ニ於テモ
 學校側ト一體トナリ定期ニ結核ニ重點ヲ置ク身體検査ヲ實施シ其ノ結
 果ニ基ク勤勞養護ノ一體的取扱ノ適正ヲ期スルコト

身體検査ノ經費ハ受入側ニ於テ負擔スルコト

【附動】

0376

第二一 表

(五) 派遣責任教職員ニ對シテハ交通費、旅費其ノ他必要ナル經費ハ別途指示ニ從ヒ受入側ニ於テ負擔シ別途支辨スルコト

別表一

- 甲 慰金基準
- (1) 業務外死亡ノ場合 三〇〇圓
 - (2) 業務上ノ死亡ノ場合 五〇〇圓

基本報償算定基準

性別	學 校 別	一人當リ月額(圓)
男 子	大 學 專門學校、高等學校、高等師範學校、青年師範學校、大學豫科、師範學校(本科)	七〇
	中等學校第三學年以上又ハ之ニ準ズルモノ、師範學校(豫科)	六〇
女 子	專門學校、師範學校(本科)、青年師範學校	五〇
	中等學校又ハ之ニ準ズルモノ、師範學校(豫科)	四〇

備考

- 一 月ノ中途ニ於ケル出勤者ハ退去又ハ缺勤ニ對シテハ日割計算(一月ヲ三十日ト看做ス)トス
- 二 受入側ニ於テ宿舍及食料ヲ供スル場合ハ一般従業員ヨリ徴收スル

別表三

金額相當額ヲ控除シ算定スルモノトス

特別報償算定基準

- (一) 殘業ニヨルモノ
一人殘業一時間ニ付基本報償算定基準月額ノ二百分ノ一
- (二) 深夜就業ニヨルモノ
一人一回ニ付 一圓
- (三) 賞與又ハ臨時給與
一般従業員支給ノ例ニ依リ算出シタル額
- (四) 協力終了ノ際ニ支拂フモノ
一人ニ付基本報償算定基準月額ノ三分ノ一